

事由に応じた添付書類

下記の(1)から(6)までの番号のうち、あなたが当てはまるものを選んでください。
必要な添付書類は右表をご確認ください。

いくつも当てはまる場合は、数字が一番小さい番号を選んでください。
【A】～【J】のいずれか一つを添付してください。

(1)働いており、給料を受け取っている等(①から④のうちいずれか一つ)

①全国健康保険協会・国民健康保険組合等の保険証を持っている …………… 【A】

全国健康保険協会・国民健康保険組合等の保険証とは

- ・健康保険被保険者証
- ・船員保険被保険者証
- ・地方公務員共済組合員証
- ・食品国民健康保険組合員証
- ・国家公務員共済組合員証
- ・私立学校教職員共済加入証
- ・医師国民健康保険組合員証
- ・全国建設工事業国民健康保険組合員証

静岡市の
国民健康保険被保険者証は
該当しません。

などがあります。

②給料の支払明細書がある …………… 【B】

③上記の保険証も支払明細書もない …………… 【C】

④働いており、自営である …………… 【D】

(2)求職活動等の自立を図るための活動をしている

①働いていないが、職業能力の向上・開発のため、養成学校に在学している等 …………… 【E】

②求職活動をしている又はしたい …………… 【F】

(3)自分に障害があるため働けない …………… 【G】

(4)自分が長い間病気で働けない …………… 【H】

(5)子どもや親族における障害等により介護の必要があつて働けない

①子どもや親族に障害があり、介護の必要があつて働けない …………… 【I】

②子どもや親族が長い間病気で、介護の必要があつて働けない …………… 【J】

(※親族とは、6親等内の血族、3親等内の姻族を言います。)

(6)どれにも当てはまらない ⇒ お住まいの区の子育て支援課までご相談ください。

★障害・病気等の理由なく働く意欲のない場合は手当が減額されます。

【A】	保険証のコピー（静岡市の国民健康保険証は該当しません。） ・保険証は表面（保険証名やあなたの氏名が書いてある部分）をコピーしてください。 ・これはあなたが就労していることの確認です。別の方の扶養者である場合（その場合は保険証に被扶養者と書かれてあります）は上記の手続きはできません。
【B】	給料の支払明細書のコピー ・令和6年6月分～令和6年8月分のうちいずれかひと月分のコピーを提出してください。 ・支払明細書には、会社名、本人氏名（児童扶養手当受給資格者）、支払月（日）の記載が必要です。
【C】	「(様式1)雇用証明書」 ・事業所の代表者（例えば支社長、支店長など）に記入してもらってください。
【D】	「(様式2)自営業従事申告書」 ・自分で記入してください。 ・申告書の内容を証明できる書類のコピーを(様式2)の裏面に貼り付けてください。
【E】	(1)又は(2) (1)職業能力の開発・向上のための養成学校に在学している場合…「在学証明書」等 (2)公共職業訓練を受けている場合 …公共職業安定所による「受講指示書」のコピー又は「受講推薦書」のコピー
【F】	(1)及び(2) (1)「(様式3)求職活動等申告書」 (2)下記①～⑤に該当する場合…「(様式4)求職活動支援機関等利用証明書」 ・公共職業安定所が発行した「紹介状(本人控え)」又はそのコピーでも可。 下記⑥に該当する場合…「(様式5)採用選考証明書」 下記⑦に該当する場合…当該求職活動等の状況を明らかにできる書類 ①母子自立支援プログラムに基づき静岡市の就労支援を受けている。 ②母子家庭等就業・自立支援センターを利用して求職活動をしている。 ③公共職業安定所を利用して求職活動をしている。 ④民間職業紹介所を利用して求職活動をしている。 ⑤労働者派遣会社を利用して求職活動をしている。 ⑥募集広告などにより求人企業に応募し、採用選考(面接)を受けた。 ⑦その他
【G】	身体障害者手帳1級、2級、3級いずれかのコピー 又は 療育手帳(A)のコピー 又は 精神障害者手帳1級、2級いずれかのコピー 又は 国民年金法及び厚生年金保険法による障害等級の1級又は2級に該当することが確認できる書類 等 ・すでに提出したことがあり、障害状態が固定している等の場合は省略することができます。
【H】	特定疾患医療受給者証のコピー 又は 特定医療費(指定難病)受給者証のコピー 又は 特定疾病療養受療証のコピー 又は 受給資格者が相当期間、負傷・疾病により療養が必要であることを証明する、かかりつけ医師の診断書(「(様式7)診断書」を使用してください。) 等
【I】	(1)及び(2) (1)身体障害者手帳1級、2級、3級いずれかのコピー 又は 療育手帳(A)のコピー 又は 精神障害者手帳1級、2級いずれかのコピー 等 ・すでに提出したことがあり、障害状態が固定している等の場合は省略することができます。 (2)「(様式6)申立書」 ・お住まいの地区の民生(児童)委員の証明をもらってください。
【J】	(1)及び(2) (1)特定疾患医療受給者証のコピー 又は 特定医療費(指定難病)受給者証のコピー 又は 特定疾病療養受療証のコピー 又は 相当期間、負傷・疾病により療養が必要であることを証明する、かかりつけ医師の診断書(「(様式7)診断書」を使用してください。) 等 (2)「(様式6)申立書」 ・お住まいの地区の民生(児童)委員の証明をもらってください。